令和5年度

青梅市立第三中学校 いじめ防止基本方針



青梅市立第三中学校

はじめに

いじめは、人間の尊厳を踏みにじり、被害者の心に一生消えない傷を負わせます。自尊感情を失わせ、人間不信を招き、かけがえのない命をも奪いかねません。

いじめを防止するためには、学校は、いじめの早期発見・早期対応を図ることが重要です。そのため、教師がいじめの兆候を鋭く捉えること、解決に向けた確固たる指導体制を確立することが必要です。そして何よりも大切なのは、 日頃からいじめが起きない教育活動を展開することです。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法第 12 条の規定および国のいじめ 防止等のための基本的な指針、さらに青梅市いじめ防止基本方針に基づき、い じめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防 止基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定します。

この「基本方針」では、いじめ防止等の取組を学校全体で円滑に進めていく ことを目指し、全ての生徒たちの健全育成およびいじめのない学校の実現に向 けた方針の柱としています。

1 いじめ防止のための基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある生徒から、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットによるものも含む)を受けたことにより、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、いじめられている生徒がいじめだと感じているものはいじめとなる。
- ※「いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議(平成25年6月)」抜粋 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当 するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件 が限定して解釈されることのないよう努めること。

この附帯決議の趣旨は、もし、生徒本人が、苦痛を感じていない場合であって も、いじめに該当する事例はあり得るということである。この趣旨を踏まえ、 本校のいじめ問題対策委員会では、加害性との行為が、人権意識を欠く言動で ある場合などには、いじめと認知することもある。

※ いじめの定義に係る用語の解釈および留意点については「青梅市の基本方針」 「国の基本方針」を参照のこと。

(2) いじめ防止に対する基本的な考え方と主な視点

<基本的な考え方>

学校は、いじめの早期発見・早期対応を図ることが重要である。 そのため、教師がいじめの兆候を鋭く捉えるとともに問題を全教職 員で共有し、解決に向けた確固たる指導体制の下、迅速に対応する。

しかし何より大切なのは、日頃からいじめが起きない教育活動を展開することである。いじめは対人関係における問題であるとの認識に基づき、人権尊重の理念を踏まえた教育活動を計画的に推進する。

人権尊重の理念とは、「自分の大切さと共に、他の人の大切さを 認めること」である。自分を大切に思えない者は、他人の大切さを 認識しにくい。よって本校では、学校を挙げて自尊感情の育成に取 り組むとともに、特別活動等の体験的な学習を通じて社会性を育み、 学校・家庭・地域が連携した道徳教育をより一層充実させていく。

く主な視点>

- ア いじめ問題は、どの学級にも、どの集団にも、どの生徒にも起こりうるも のであるという基本的認識に立つ。
 - いじめる生徒たちに対して「いじめは人間としていかなる理由があろうと も絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- イ 特定の生徒や特定の立場だけの問題とせず、学校全体で取り組む。
 - いじめられる生徒を徹底して守り通す。
 - 日頃からいじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する。
 - いじめられている生徒の心情に即して解決を図る。
- ウ 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携しながら取り組む。
 - 再発防止のために、問題が解決しても卒業まで見届ける指導を行う。
- エ 生徒たち自身が、安全で豊かな社会を築く主体者であることを自覚させ、 いじめを許さない社会の実現に努めるよう指導する。
 - 生徒が「やればできる(自己効力感)」「伸びている(自己成長感)」 「役立っている(自己有用感)」ことを実感する教育活動を進め、一人一 人の自尊感情を育む。
 - 自他ともに愛しみ、協働していく姿勢を高める指導を行う。

2 学校全体の取組

(1) 校内体制

日頃から校長を中心として、いじめの未然防止、早期発見・即時対応を学校全体で 行える組織を編制し、運営する。

ア 生活指導部会および校内委員会

- 校内必置分掌として生活指導部を置き、管理職および生活指導主任、各 学年の生活指導担当者で構成する。
- 毎週生活指導部会を開催し、校内の生活指導上の課題に関する情報交換、情報共有、指導内容等の協議を行う。
- 生徒の生活指導および特別な支援に関する問題に対し、管理職、主幹教 諭、生活指導主任、養護教諭、学年主任、学級担任、スクールカウンセ ラー、その他校長が必要と認めたもの等を構成員とする校内委員会を必 要に応じて開催し、課題に対する情報共有と対応について協議を行う。

イ 学校いじめ対策委員会

- いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、校内に「青梅市 立第三中学校いじめ対策委員会(以下、「対策委員会」という。)」を 設置し、その機能を強化する。
 - 〈委員の構成〉 管理職、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学年主任、 学級担任、通級主任、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認 めたもの等を構成員とする。(当該学級担任は、いじめ問題発生時に 限る。)
 - <会議の開催> 定例会を原則毎週開催し、個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
 - <情報収集・共有> 生徒の様子で気になることがあったとき、生徒間でトラブルが発生したときなど、どんな小さな事案でも、「対策委員会」として教師から報告を受けるとともに、全教職員で情報を共有できるようにする。
 - **くいじめの認知>** 教師から生徒の様子で気になることが報告された場合には、校長の方針の下、事実確認の方法を決定する。 上記確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
 - <対応方針の協議> いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。

対応方針について、学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の 意向を確認する。学級担任は、保護者の意向を「対策委員会」に報告 する。

- <成果検証・「基本方針」改善> 学校の取組の進捗状況について、自己 評価、保護者による評価、外部評価等を下に検証し、「学校いじめ防 止基本方針」を改訂する。
- **〈指導・助言〉** 生徒に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言したり、相談に乗ったりする。
- <記録の保管・引継ぎ> いじめ問題への対応については、全ての事案について、「対策委員会」が定めた共通の様式で記録を残し、全ての教職員が確認できる方法により保管する。

年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継げるようにするとともに、対象の生徒が上級の学校等に進学した場合には、 進学先に情報を伝えられるようにする。

(2) いじめの未然防止

いじめを未然に防止するため、生徒たちが互いを尊重し合い高め合い、いじめ を許さない集団づくりを行う。そのため、教育活動全体を通して生徒の人権が尊 重され、それぞれの自己実現につながる取組を推進していく。

1 いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア いじめゼロ官言

いじめゼロを目指した児童・生徒会活動を推進する。

イ 命の日・命の週間・命の教育

毎月27日に設定している「命の日」を活用して、命の大切さ、重みについての意識を深める。

ウ 情報モラル教育の充実

SNS へのアクセスおよび書き込み等についての生徒指導のほか、保護者会等を活用した保護者への啓発活動を行う。

- |2| 児童・生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ア 一人一人が活躍できる学習活動

表現の場を活用し、生徒が主体的に活動できるようにする。

イ 人とのかかわり方を身に付けるためのトレーニング

様々な体験活動を通して、同世代だけでなく異年齢の集団との交流を行う。

ウ 道徳・人権教育の充実

個々の道徳的精神や態度の涵養を進め、互いの人権尊重の精神を育んでいく。

(3) いじめの早期発見

教師の人権感覚を一層磨き、「いじめのサイン」を確実に受け止めることのできる指導体制を確立する。

- |1| いじめ発見のために、様々な手段を講じる。
 - ア 青梅市いじめ調査のアンケートを年4回行い、児童・生徒の悩みや人間関係を把握 し、いじめゼロを目指す。
 - イ 全教職員による交流面談を通して生徒がいつでも大人と話ができる学校の雰囲気 を大切にする。
- 2 いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。
 - ア いじめを発見したときは、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下、組織で 対応策を考え、役割分担をして対応に当たる。
 - イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を 優先的に考え、いじめている生徒に対して毅然とした態度で指導にあたる。
 - ウ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、速やかに教育委員会および警察棟と連携して対処する。

【いじめ発見のためのチェックシート】

	視線をそらし、目を合わそうとしない。 □ わざとらしくはしゃいでいる。
[:	身体・服装】 体に原因不明な傷がある。 □ けがの原因をあいまいにする。 顔色が悪く、活気がない。 □ 登校時に、体の不調を訴える 寝不足で顔がむくんでいる。 □ 服に靴の跡がある。 ボタンが取れていたり、シャツやズボンが破れたり裂けたりしている。
[持ち物・金銭】 かばんや筆箱などが隠される。 ノートや教科書などに落書きがある。 切におり、いたずらされたりする。 靴や上履きが傷付けられたり、いたずらされたりする。
【孝□□	教員との関係】 教員と目を合わせなくなる。 教員との関わりや会話を避けようになる。
	 言葉・行動】 他の生徒からの言葉かけが全くない。 □ すぐに保健室に行きたがる。 いつも一人でいたり、泣いていたりする。 登校渋りや、忘れ物が多くなってきた。 □ 教室にいつも遅れて入ってくる。 職員室や保健室付近にいることが多い。 □ いつも人の嫌がる仕事をしている。 家から金品を持ち出す。
[;	遊び・友人関係】

(4) いじめ問題への対応

いじめ問題への対応は、発生から時間が経つほど解決が困難になる。「いじめかどうか」ではなく、「いじめではないか」と思ったら、即刻対応を始める。 また、いじめの形態が複雑化し、見えにくくなっていることを踏まえ、教師が一 人で抱え込むことなく、組織的に対応していく。

- いじめを受けた生徒の安全確保を最優先し、その後、加害生徒への事情や心情等 の聞き取りを行う。
- 重大事態発生となった場合には、速やかに青梅市教育委員会に報告する。
- いじめの疑いがある場合、些細な兆候でも、いじめを疑う行為には早急に対応し 的確な指導を行うとともに、必要に応じスクールソーシャルワーカーの活用も行 う。
- いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者と連携を取りな がら最大限の措置を講ずる。
- いじめを行った生徒に対し、速やかにその行為をやめさせ、事実確認とその行為 の重大さを認識させるための継続的な指導を行う。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保 護者と共有するための必要な措置を講じる。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときには、教育委員会および所轄警察署等と連携して対応する。
- いじめを見ていたり、同調したりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。このために、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認させるとともに、いじめを受けた生徒の心情を深く考えさせ、心の痛みや悩みへの共感を育てることにつなげる。また、傍観者なっていた生徒に対しても、そのような行為がいじめを受けている生徒には、苦痛を増すだけでなく、孤独感や孤立感を強めることとなることを理解させる指導を行う。
- ネット上の不適切な書き込みや発信に対して、学校として問題の個所を速やかに 確認し、被害生徒の人権を守るための適切な措置を講ずる。
- 情報モラル教育を進め、生徒に情報の受け手および発信者としての必要な知識や 能力の育成を図る。

ア 暴力を伴う場合の対応

く被害生徒へ>

- ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通す」ことを 約束し、生徒が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導・対応に徹する。
- ○身体的・精神的ダメージについて的確に把握し、迅速な回復を支援する。
- ○休み時間や登下校の際等も教師による見守りを行い、被害が継続しない態勢を整える。
- ○被害生徒に本人に非がないことを伝え、自信と安心感をもたせる。

<加害生徒へ>

○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握 し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。

- ○いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを気付かせ、いじめをやめさせる。
- ○他の生徒に危害が及ぶ恐れがある場合は、別室等で個別にいじめをやめさせる指導を 行う。
- ○いじめの事実を正確に把握し、組織的に対応する。

く被害生徒の保護者へ>

- ○我が子を守り抜く姿勢を生徒に見せ、ひたすら生徒の話に耳を傾け、事実や心情を聞く よう伝える。
- ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- ○情報の提供等、先々の見通しをもたせ、不安を取り除く。

<加害生徒の保護者へ>

- ○学校はいじめられた生徒を守ることを第一に考えて対応することを、明確に伝える。
- ○加害生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。

イ 暴力を伴わない場合の対応

く被害生徒へ>

- ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通すこと」 を約束し、生徒が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導に徹する。
- ○精神的ダメージについて的確に把握し、回復を支援する。
- ○休み時間や登下校の際も、教師による巡回等、被害が継続しない態勢を整える。
- ○被害生徒の被害の内容やつらい思いなどを親身になって聞くことにより、安心感をも たせる。また、スクールカウンセラー等との心のケアーを行う。

<加害生徒へ>

- ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握 し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- ○いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを、被害生徒の気持ちに着目させて気付かせ、いじめをやめさせる。
- ○いじめの事実を組織的な対応の下、迅速かつ正確に把握し、事実を整理する。

く被害生徒の保護者へ>

- ○我が子を守り抜くという姿勢を生徒に見せるよう伝える。
- ○我が子の話に耳を傾け、先入観をもたずに具体的な事実や心情を聞くよう助言する。
- ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

<加害生徒の保護者へ>

- ○学校は被害生徒を守ることを第一に考え、対応することを明確に伝える。
- ○加害生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。

ウ 行為が見えにくいいじめの場合

く被害生徒へ>

- ○いじめについて自ら訴えてきたことを温かく受け止める。
- ○生徒の辛く苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通 すこと」を約束し、生徒が安心して登校できるよう心に寄り添った指導に徹する。
- ○精神的・身体的ダメージについて的確に把握し、回復を支援する。
- ○休み時間や登下校の際等、教師が見守りを行い、被害が継続しない態勢を整える。
- ○被害生徒の被害の内容やつらい思いなどを親身になって聞き、安心感をもたせる。
- ○被害生徒は何も悪くないことを伝え、自信をもたせる。
- ○いじめが原因で登校できない場合、保健室等別室での学習機会の確保に努め、二次的 な不利益が生じないよう対策をとる。
- ○別室登校等も難しい状況の場合、生徒への家庭訪問を行い、学習プリントや便り等を 持参するなどして、学校と生徒の関係が切れていない感覚をもたせる。

く加害生徒へ>

- ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- ○いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを、被害生徒の気持ちに着目させて 気付かせ、いじめをやめさせる。
- ○組織的な対応の下で、いじめの事実を迅速かつ正確に把握し、事実を整理する。
- ○いじめを行ったことを示す決定的な証拠がない場合、いじめへの関与について認めないことが想定される。その場合、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢で組織的に指導に臨み、加害生徒の話と周囲の生徒との矛盾や、話の一貫性等をもとに事実を認めさせるまた、被害生徒の気持ちに気付かせる。

<周囲の生徒へ>

- ○傍観することはいじめに加担することと同じであることを考えさせ、被害生徒の苦し みを具体的に理解できるよう指導する。
- ○いじめは「絶対に許されない」という毅然とした態度を示し、いじめを発見したら、教職員や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。
- ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- ○一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに、安心 して生活できるようにする。

く被害生徒の保護者へ>

- ○我が子を守り抜くという姿勢を生徒に見せるよう伝える。
- ○我が子の話に耳を傾け、先入観をもたずに具体的な事実や心情を聞くよう助言する。
- ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- ○解決に向けた具体的な取組について、「いつまで」「何を」「どのように」「どの程度」行うかを学校から示し、保護者の同意の下で計画的にいじめの問題解決に向けた取組に当たる。

○被害生徒の保護者からの学校への要求については、誠意をもって対応するが学校としてできることとできないことは明確に伝え、過度の期待をもたせないようにする。

<加害生徒の保護者へ>

- ○学校は被害生徒を守ることを第一に考え、対応することを明確に伝える。
- ○いじめの解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- ○いじめた生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。
- ○加害生徒の保護者から、生徒を加害者扱いすることについての苦情が学校に対して寄せられることが想定されるが、生徒から「いじめられた」という訴えがあった場合、学校は被害生徒の立場で対応することを明確かつ毅然と伝える。

3 重大事態への対応

(1)重大事態とは

いじめにより被害を受けた当該生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が 生じること、または疑いが認められる場合をいう。その状況とは、いじめ を受けた生徒の状況に着目し、例えば、

- ○生徒が自殺を企図した場合
- ○生徒の身体に重大な損害が生じた場合
- ○生徒の金品等に重大な損害が生じた場合
- ○生徒の精神に疾患を発症した場合

などのケースが想定される。また、いじめにより、学校を長期に欠席することが余儀なくされていることが疑われる場合を言う。よって、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握した上で判断を行い、報告・調査に当たる。

(2) 重大事態が発生した場合

- 重大事態と思われる案件が生じた場合には、速やかに青梅市教育委員会 に報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係の他の必要な情報も適切に提供する。
- いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議の上、在籍生徒や教職員に対する質問紙による聞き取り調査を行う。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーの配慮の上、正確で一貫 した情報提供に努める。

4 いじめ防止のための年間計画

令和5年度 第三中学校いじめ総合対策 年間計画

			学校いじ	め問題対策	策委員会	研修:いじめ防止校内研修 調査:いじめアンケート調査			
No.	田	期	委員会	研修	調査	内 容	備考		
						青梅市いじめの防止に関する条例	青梅市いじ		
1	_	5 日	1			青梅市いじめ防止基本方針	め防止マ		
	4月					学校いじめ防止基本方針等について周知	ニュアル		
2		12 目		1		「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知	上P.37		
۵		12 1				「いじめ」の定義の確実な理解	下P.72		
3	5月	24 日		2		教職員の意識向上と組織的対応の徹底	上P. 23		
	٥,,					いじめ問題の解消に向けた組織的な取組	下P. 76		
4	6月	14 日		3		「心のパスポート」の活用(青梅市より6月配布予定)	全生徒配布		
5	-/.	28 🖯			1	6/20~6/30実施 対象期間4/1~6/30			
6		7 日	2			いじめアンケート調査結果について			
	7月					保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	上P. 35		
7	, ,,	19 日		4		いじめ問題への対応事例	下P. 97		
8	8月			_		「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底	上P.55		
		28 ∃		5		「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進	下P. 74		
		4 11				交流面談『エールウィーク』~9月			
9	Λ .	1 日	***************************************		2	9/1~9/10実施 対象期間7/1~9/30			
10	9月	27 目		6		被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例	上P. 58		
						SNSの書き込みからいじめが発見された事例	下P.95		
11_	100	6 日	3	,		いじめアンケート調査結果について	 		
12	10月	18 日		7		加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例	上P. 59		
1.0		0 🗆			3	いじめる側といじめられる側が逆転した事例 11/1~11/12、対象期間10/1~11/30	下P.93		
13	11月	2 日		,	3	11/1~11/12、対象期间10/1~11/30 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知	L D. 4.0		
14	יוד	22 目		8			上P.42 下P.84		
1 -		0 □	4			いじめの早期発見のための情報共有 いじめアンケート調査結果について	FF. 64		
15	12月	8 日	4			保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	上P.51		
16	1273	22 日		9		水護有、地域、関係機関等からの情報促供や連報 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携	上P. 51 下P. 80		
						いじめを許さない指導の充実			
17	1月	10 目		10		いじめを生まない環境づくり	上P.28		
		ТО		10		交流面談~2月	下P.78		
18		1 日			4	2/1~2/9、対象期間12/1~2/29			
	2月		-			全ての教職員による子供の状況把握	上P.44		
19	_,,	14 日		11		異学年とのかかわりがいじめに発展した事例	下P. 8 9		
20	_	1 日	5			いじめアンケート調査結果について	12.50		
21	3月	<u> </u>		12		重大事態の判断	上P.69		
41		UH		14		五八ヶ応が刊別	1 11.00		
		*	の月は、いじめ防止強化月間を示す。						
		☆借せ	※備考欄のページは、「『いじめ総合対策』【第2次】上巻[学校の取組編]および						
		下巻[実践プログラム編] 令和3年2月 東京都教育委員会」のページを示す。							
		\text{\chi} \tau_{\text{\chi}}	「仓し大啖ノログノム柵」 中和る十名月 果泉郁教目安貝云」のハーンを小り。						